



正副会長の活動状況

— 会務報告 —

日本弁理士会副会長

吉田 正義

はじめに

「時代の変化をチャンスに！～弁理士が活躍する未来社会の実現に向けて～」を、スローガンに掲げ、杉村執行部がスタートしてはや3か月が経ちます。

長引く「コロナ禍」が、社会システム全般、企業をはじめとした組織構造、日常生活…への変革を迫る中、皆様も、日々の生活、知財業界の中に新しい変化が起きていることを実感されているのではないのでしょうか。

本年度はポストコロナ時代を見据え、知財を活用して社会課題を解決する未来社会の実現に向けた取り組みの強化を図っていきたくと考え会務活動を進めています。

以下、担当する委員会等を中心に現在の会務活動についてご報告させていただきます。

会務報告

[弁理士法改正委員会]

本年度は以下の(1)(2)の2つのポイントで活動を進めています。

(1) 令和3年度弁理士法改正事項及び内容についての必要な情報収集及び会員への周知

ご案内の通り、令和3年度弁理士法改正(5月21日公布)には、「弁理士法人への名称変更」と「一人法人が可能であること」が盛り込まれています。「弁理士法人への名称変更」に関しては、改正法の施行日から1年以内に「特許業務法人」は「弁理士法人」に名称を変更しなければなりません。もし、名称変更を行わない場合は、法人は解散となります。具体的な名称変更手続や、手続きのタイミングなどは、現在、関係各官庁等ともご相談して検討しているところです。今後、名称変更に際しての留意すべき事項につきましては、適宜、弁理士法改正ニュースを通じてお知らせ

いたします。

また、令和3年度弁理士法改正により、植物の新品種又は地理的表示の保護に関する業務については、弁理士の新たな業務として、以下の業務のみが追加となっております。

- ・相談業務(改正弁理士法4条3項3号)
- ・外国の行政官庁又はこれに準ずる機関に対する手続の資料作成その他の事務(同4条3項2号)

農林水産省に対する植物の新品種や地理的表示の登録手続の代理等については業務に追加されていません。一方、官公署に提出する書類の作成については、報酬を得て、業として行うことは、行政書士法に違反する行為となります。また、地理的表示の手続きに関しては、農林水産省が公開している登録等申請マニュアルに、登録申請について包括代理契約を結ぶことのできる者として弁護士又は行政書士が挙げられております。

以上を踏まえ、会員の皆様には、国内の植物の新品種や地理的表示の登録手続については、他土業の法令違反とならないよう十分にご注意いただくようお願い申し上げます。

(2) 弁理士制度のあるべきかたちの検討(今後の長期視野に立った弁理士法改正事項に関する検討及び具体的提言)

上記に関しても、委員の先生から幅広い分野にわたって多くの法改正事項についての意見が出されております。

[法改正対応例規改正タスクフォース]

上記の令和3年度弁理士法改正への対応には、多くの弁理士会内の例規の改正手続が必要となります。6月に次の目的で専門のチームである「法改正対応例規改正タスクフォース」を立上げ、法改正への対応に万全を期しています。

- ・令和3年度の法改正に対応した例規の改正案の作成
- ・上記改正案を検討するうえで必要な関連官庁との折衝その他の手続

[知財政策検討WG]

本WGは、日本弁理士政治連盟（弁政連）の正副会長で構成したWGとなります。弁政連は、日本弁理士会（本会）の方針に沿って、本会の事業を達成するために、国会議員や政府等に対して必要な政治活動をおこない、弁理士制度および知的財産制度の発展に寄与すべく組織された団体です。

また、上述の「弁理士制度のあるべきかたちの検討」に関しても、弁理士法改正委員会と一緒に本WGが議論をリードしていただければと思います。

[知的財産支援センター]

本年度の事業目標の1つに「日本弁理士会の組織・機能強化」があります。既存の事業・予算などを見直し、時代や環境の変化に対応させるとともに、弁理士会全体としての組織的・機能的強化を図りたいと考えております。

知的財産支援センターに関しても、以下の2つの観点から組織を見直し、機能強化を図っています。

- ・センターの活動目的（役割分担）の明確化

従来役割分担が必ずしも明確でなかった「知的財産経営センター」との役割分担を、「知的財産経営センター」は中小企業支援事業を積極的に推し進めることとしていただき、「知的財産支援センター」は、「教育関連」に特化した活動に責任を持つことにいたしました。これにより、従来にまして、小・中・高・高専・大学等での知財教育のサポートがさらに積極的にできればと考えます。

- ・パテントコンテスト委員会の吸収

弁理士会としても大きな事業であるパテントコンテストに関する取り組みを、従来の委員会組織から、事業部組織へ変更し、本会事業の実施機関としての位置付けを明確にしました。併せて、多くの新しい会員に公益的な活動に寄与いただけるよう工夫して活動を進めていきます。

[知財プレゼンス向上委員会]

企業に所属する会員比率が25%を上回る等、弁理士としての役割・働き方も広範囲に広がっています。多様なキャリアを持つ会員に会務活動に積極的に参画

いただくことは、非常に大切なことと考えております。

本委員会では、多様な経験を有する会員にご参集いただきました。立ち上げの際の各委員の自己紹介では、華やかなキャリア（多くの方が、企業・事務所・アカデミア等複数の機関に属し、ステップアップしてきたご経験をお持ちでした）に圧倒されました。

本年度の委員会として、産学官連携で、大学からスタートアップに技術を移転する場面にフォーカスして、i) 教育関連施策の提案、ii) 資金関連施策の提案、iii) アカデミアの課題抽出・アカデミア向ビジネスツールの提案、の各方面から弁理士、弁理士会、知財のプレゼンスを向上するためにどうすべきかの検討を進めます。

多様なキャリアを背景に異なる意見を戦わせて、考え方の方向付け（結果）を出せる委員会にしたいと考えております。

[DX委員会]

DXとは、「デジタルトランスフォーメーション」ということになります。もともとは、コロナ禍とは関係なく（コロナ禍が云われる前から）使われていた言葉で「企業が避けて通れないデジタル技術による業務やビジネスの変革」という意味になります。

弁理士会の「DX委員会」も、弁理士会（各々の弁理士、各々の弁理士事務所）の本来あるべき仕事への取り組み方の新しい形態（「ニューノーマル」）を提案できる活動ができればと考えております。

本委員会は、本年度に新設した委員会です。弁理士会の中核で活躍いただいている会員を中心に参画していただいています。

本委員会では、会員へのアンケートで、コロナ禍の影響を調査した後に、具体的には、以下に関し、議論し、情報を発信していきたいと考えております。

- ・弁理士会、各弁理士事務所のテレワーク・IT化の推進について
- ・ポストコロナ時代の弁理士会の会務の運営方法の効率化について
- ・弁理士会の情報の発信の最適化について

結び

本年度の弁理士会執行部は、杉村会長のリーダーシップのもと、「考える執行部」、「将来に向けた提言

(強い「意志」)ができる執行部」でありたいと考え、役員全員で喧々諤々、議論を戦わせながら日々の会務を進めています。

「Where there is a will, there is a way.」(「意志あるところに道は開ける」)は、アメリカ合衆国第16代大統領リンカーンの名言の一つとして有名な言葉です。

会員の皆様自身、弁理士会自体、知財業界全体が、将来どうありたいか(どうあるべきか)を考え、明確な「意志(目的)」を持つ契機となる1年にできるよう、微力ながら全力で取り組みたいと考えております。ご指導、ご鞭撻よろしくお願いたします。